

新発田市立図書館 基本方針

新発田市教育委員会

策定の趣旨

近年、種々の情報端末とインターネットの普及に合わせて電子書籍など、あらゆる情報のデジタル化が進む一方で、青少年の活字離れが大きな問題となっていますが、図書館においても「借りる、読む、調べる」に加えて、利用者の多種多様なニーズを的確に反映させたサービスの提供が大きな課題となっています。こうした社会情勢の変化を受けて国は、「図書館法」の改正や「文字・活字文化振興法」の制定を行うとともに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を策定するなど新たな図書館の役割を示してきました。

一方、名誉市民となられた坪川洵平翁から昭和4年に寄付をいただき創立され、昭和59年に現在地に移転新築された新発田市立図書館は、築後30年が経過し、市民の利用状況の変化や蔵書と藩政史料等の古文書などの増加により、狭隘化と老朽化の中で市民サービスを展開しなければならないという困難を抱えておりました。

平成26年、市では、こうした状況を打開するとともに、中心市街地の活性化に資する「まちづくりの拠点施設」として新発田駅前に図書館機能を中核とする複合施設建設を構想し、新発田駅前複合施設整備基本方針を策定しました。

市教育委員会としても、一般図書や藩政史料等の飽和状態及び分散収納の現状を解消するとともに、時代にあった機能を同時に取得するため、市立図書館を一般図書、児童図書等を扱うとともに分館・分室を統括し学校図書館との連携等の機能を担う中央図書館と、歴史史料や郷土資料等の収集、保存、活用等の機能を担う歴史図書館とに分けて整備を進めることとし、新発田市立図書館基本方針策定専門委員会を設置して、ここに新発田市立図書館基本方針を策定しました。

専門委員会の皆様から熱心にご審議いただきました新発田市立図書館基本方針は、シンプルながらも図書館協議会を始め新発田駅前複合施設ワークショップなど多くの市民の意見が反映されたものとなりました。今後は、本基本方針を基に市民の知的創造と出会いの場として時代のニーズに合わせた施設・設備やサービスの充実を図ってまいります。

平成28年3月

新発田市教育委員会

第1章 基本理念

新発田市立図書館の基本理念を次のとおり定めます。

すべての人たちの学びを支え培う、知と情報の拠点

— ひと、まち、活動をつなぎ、歴史をつむぐ —

第2章 図書館基本方針

基本理念に基づき、次の4つの基本方針を柱として、今後の図書館運営を進めていきます。

1 暮らしに役立ち利用しやすい図書館

- (1) 生涯学習や課題解決を支援する資料、情報の整備と提供
- (2) 地域の特性に応じた分館の充実
- (3) 高齢者、障がい者、乳幼児などにやさしい環境とサービスの充実
- (4) 誰でも居心地が良いと感じる空間の提供

2 子どもの心を豊かに育む図書館

- (1) 幼い時期から本に親しむ機会の提供と環境の整備
- (2) 読書習慣の形成に向けた支援
- (3) 読書活動を支えるボランティアの養成と支援
- (4) 学校図書館との連携と支援

3 郷土の歴史や文化を大切にする図書館

- (1) 未来へ向けた新発田市の歴史の継承
- (2) 新発田市の歴史や郷土についての学びと発表の場の整備
- (3) 歴史で繋がるコミュニティと賑わいの創出

4 市民とともに創る開かれた図書館

- (1) 市民と協働する運営体制の構築
- (2) 図書館利用の普及とPR及び情報発信の強化
- (3) ボランティアの養成と協働

初代図書館を寄贈いただいた坪川洵平翁の下記箴言を継承して、その志を図書館運営に生かします。

此処にお越しの方は

SEEK

次の事を探求しなさい。

THE LIGHT OF TRUTH

真理の光と

THE WAY OF HONOUR

栄光の道

THE WILL TO WORK FOR MEN

人々の為に動こうとする意志